

ふえふきいきいきプラン

笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

✦ 概要版 ✦



令和6年3月
笛吹市

▶ 計画策定の趣旨

笛吹市では、高齢化の進行により令和3年度時点で高齢者が市民全体の3割を超え、国の平均をわずかに上回っています。推計によると、団塊世代が後期高齢者になる2025年、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年を経て、今後さらに高齢化が進む見込みで、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えていくことが予想されます。

そうした中、公的なサービスだけでなく、地域の様々な主体による地域ぐるみでの見守り・支援が求められています。

そこで、笛吹市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑で持続性のある運営の確保を図りつつ、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自立的に、いきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（ふえふきいきいきプラン）を策定します。

▶ 計画の位置付けと計画期間

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画です。

両計画とも、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画としての性格を持つものであり、一体的に策定するものとします。

■ 計画の期間

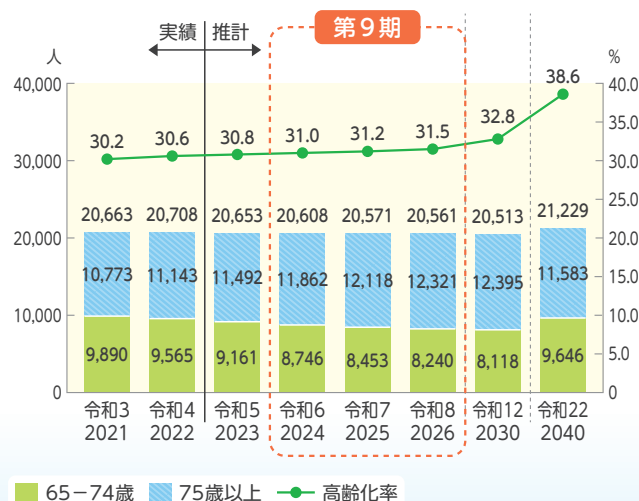
(年度)

令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029
第8期			第9期計画（本計画）			第10期		

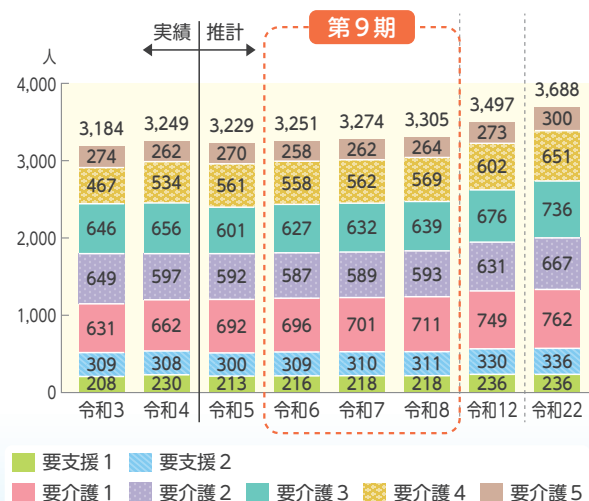
▶ 高齢者の状況

市の高齢者人口は、令和12年にかけてゆるやかな減少が見込まれていますが、後期高齢者数及び高齢化率は増加が見込まれます。また、要介護認定者は継続的な増加が見込まれます。

■ 高齢者人口の推移・推計



■ 要介護度別認定者の推移・推計（1号被保険者）



資料：(実績) 住民基本台帳(各年10月1日現在)、(推計) 地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)

▶ 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと活躍するまち、安心して暮らせるまち、地域で支え合うまちの実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

高齢者がいつまでも 自分らしく暮らせるまち



上記基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標に沿って、施策の展開を図ります。

基本目標 1 包括的な支援体制の充実

地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進

地域の全ての人々が協働する「地域共生社会」の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケア」の深化・推進を図ります。

在宅医療・介護連携の推進

多職種間の連携強化や、家族及び関係者との情報共有を通して、本人や家族の思いに寄り添う在宅医療介護体制づくりを進めていくことで、在宅医療と介護の連携を推進します。

生活支援体制の充実

「支え合う地域づくり会議」（協議体）は、生活支援コーディネーターと共に、地域の様々な団体等と連携し、地域ごとの高齢者の課題を解決できるよう、高齢者を支えるネットワークを構築します。

基本目標 2 健康と生きがいづくりへの支援

介護予防・健康づくりの推進

一人ひとりが個人の状況に応じて介護予防できるよう支援を行います。
また、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することにより、地域の実情に応じた効果的な事業展開を目指します。

生きがいと活躍の場づくりの推進

高齢者が地域において生涯にわたっていきいきと暮らし、充実した人生を送れるよう、社会貢献活動や趣味の活動への参加の促進を通じて、高齢者の生きがいと活躍の場づくりを推進します。

基本目標 3 安心した地域での暮らしへの支援

在宅生活の支援

一人ひとりの状況に応じた適切なサービスにより、在宅での生活を支援します。また、地域ぐるみの見守り体制の充実や、介護者への支援を通じて、安心できる在宅生活の継続を支援していきます。

家族介護者の支援

介護者の交流の機会の提供や、介護にかかる費用の一部補助等により、経済的・心理的負担軽減を行うことで、高齢者の在宅生活を支える家族介護者を支援していきます。

安心・安全の確保

市営住宅のバリアフリー化、高齢者の交通安全対策や公共交通網の整備、防災・感染症対策などを通じて、高齢者の安全・安心の確保に取り組みます。

基本目標 4 権利擁護の充実

権利擁護の推進

高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、様々な方法で人権や財産を擁護するとともに、引き続き権利擁護のための取り組みや制度を周知していきます。

認知症施策の推進

認知症への理解促進や認知症の予防・重度化防止に継続して取り組むとともに、認知症高齢者本人と介護する家族の意向を十分に尊重しつつ、地域で見守る体制づくり等の構築を推進します。

基本目標 5 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの充実

要介護または要支援と認定された人が必要とするサービスを利用できるよう、介護保険事業所等との協議を行いながら、不足しているサービスに関する情報を収集するとともに、サービスの確保に努めます。

地域支援事業の充実

要支援者の多様なニーズに応えるための体制の確立、高齢者やその家族への総合的な支援、高齢者の自立した日常生活の支援など、地域のニーズにあわせて必要な事業を組み合わせ、サービスの充実を図ります。

適正な保険給付の実施

保険給付や要介護認定審査の適正化等を通じて、介護保険制度を公平かつ持続可能なものとするための取り組みを進めます。

介護保険サービスの種類

居宅サービス

自宅に住みながら受けられるサービス



地域密着型サービス

笛吹市に住む高齢者が対象となるサービス



施設サービス

施設に入所して受けられるサービス



居宅サービス

●訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排泄や、家事等の支援を受けるサービス
●訪問入浴介護	看護師や介護職員が浴槽を持って訪問し、自宅で入浴の介助を行うサービス
●訪問看護	看護師などが訪問し、在宅療養上の看護を受けるサービス
●訪問リハビリテーション	専門家が訪問し、自宅でリハビリを受けるサービス
●居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、相談や指導を受けるサービス
●通所介護（デイサービス）	通いで食事、入浴の提供、相談・助言等の支援や機能訓練を受けるサービス
●通所リハビリテーション	通いで機能訓練を受けるサービス
●短期入所生活介護	短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けるサービス
●短期入所療養介護	短期入所して、医学的管理のもとで、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けるサービス
●福祉用具貸与	車いすや介護用ベッドなど、日常生活の自立を助ける用具や福祉機器を貸与するサービス
●特定福祉用具購入費	入浴や排泄などの福祉用具購入に必要な費用の一部を支給するサービス
●住宅改修	段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修に必要な費用の一部を支給するサービス
●特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けるサービス
●居宅介護支援	介護支援専門員がケアプランを作成し、介護事業者との連絡・調整等を行う

地域密着型サービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日複数回の定期訪問と緊急時の随時訪問による介護と看護を一体的に受けるサービス
●夜間対応型訪問介護	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施するサービス（現在笛吹市内にサービス提供はありません）
●地域密着型通所介護（小規模デイ）	住み慣れた地域にある事業所に通い、食事や入浴の提供、相談・助言等の支援や機能訓練を受けるサービス
●認知症対応型通所介護	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）サービス
●小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への通いを中心に、訪問、宿泊の対応が柔軟に受けられるサービス
●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が、共同生活をしながら、食事や入浴の介護や機能訓練を受けるサービス
●地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホームなど特定施設の入居者に対し、日常生活に必要な支援を行うサービス
●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームで介護や健康管理を受けるサービス
●看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせたサービス

施設サービス

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホームで介護や健康管理を受けるサービス
●介護老人保健施設（老健）	医学的な管理の下で介護や看護、リハビリを受けるサービス
●介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が、医療と介護を一体的に受けられるサービス

*介護度によって受けられるサービスは異なりますので、市役所やケアマネジャーにお問い合わせください。

▶ 介護保険サービス給付費の見込みと保険料

① 標準給付費

単位：千円

	第9期			中期
	6年度	7年度	8年度	22年度
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	5,853,455	5,925,068	6,007,628	6,658,159
特定入所者介護サービス費等給付額	272,615	274,857	277,413	303,093
高額介護サービス費等給付額	160,167	161,770	163,336	173,495
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,910	18,447	19,000	18,858
算定対象審査支払手数料	7,198	7,286	7,388	7,673
小計	6,311,345	6,387,428	6,474,765	7,161,277

（財政影響額調整後）

② 地域支援事業費

単位：千円

	第9期			中期
	6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	165,865	173,732	184,304	147,802
包括的支援事業・任意事業	178,779	179,493	180,224	180,224
小計	344,643	353,225	364,530	328,028

③ 介護保険事業費の総費用（①＋②）

単位：千円

	第9期			中期
	6年度	7年度	8年度	22年度
標準給付費	6,311,345	6,387,428	6,474,765	7,161,277
地域支援事業費	344,643	353,225	364,530	328,028
合計	6,655,988	6,740,653	6,839,295	7,489,305

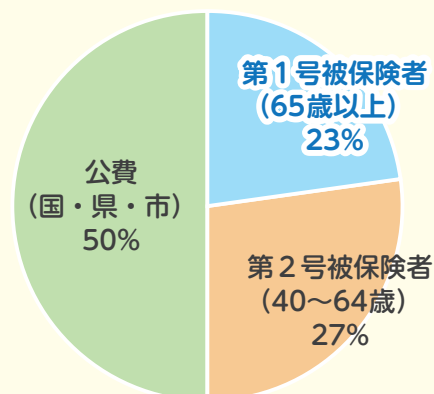
※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

介護保険料は、 みんなで負担し合う仕組みです

介護保険を利用した場合、費用の1割（または2割、3割）を利用者が負担し、残り（介護給付費）は、介護保険財源により賄われることとなっています。

介護給付費は、被保険者の保険料と公費で50%ずつ負担することとなります。

公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料分は第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳）が負担します。



▶ 第9期の第1号被保険者保険料

介護保険給付費等や地域支援事業費の23%について、第1号被保険者（65歳以上）がその所得段階に応じて、定額保険料として負担することになります。介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等を基に計算した、第1号被保険者の保険料基準額は次のとおりです。

保険料基準額：月額 6,000 円（年額 72,000 円）

■ 所得段階及び保険料率

段階区分	所得の状況と対象者		負担割合	保険料額	
				年額	月額
第1段階	本人住民税非課税	世帯住民税非課税 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.285	20,520	1,710
第2段階			0.485	34,920	2,910
第3段階			0.685	49,320	4,110
第4段階	本人住民税非課税	世帯住民税課税 ・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.9	64,800	5,400
第5段階 (基準額)			1.0	72,000	6,000
第6段階	本人住民税課税	・本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	86,400	7,200
第7段階			1.3	93,600	7,800
第8段階			1.5	108,000	9,000
第9段階			1.7	122,400	10,200
第10段階			1.8	129,600	10,800
第11段階			1.88	135,360	11,280
第12段階			1.89	136,080	11,340
第13段階			1.9	136,800	11,400

※法改正に伴い、前年と所得が変わらなくても段階区分が変わる場合があります。

▶ 困りごと等のご相談は

市内を3圏域に分けて、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を3カ所設置し、それぞれの圏域の特性に応じて高齢者の相談等に応じることのできる体制を構築しています。

■ 日常生活圏域と相談窓口

北部圏域（石和・春日居町地域）

北部長寿包括支援センター（保健福祉館内）

TEL 055-261-1907
FAX 055-262-1276

東部圏域（御坂・一宮町地域）

東部長寿包括支援センター（一宮支所内）

TEL 0553-34-8221
FAX 0553-47-0040

南部圏域（八代・境川・芦川町地域）

南部長寿包括支援センター（八代支所内）

TEL 055-225-3368
FAX 055-265-3670

■ その他のお問い合わせ先

内容		担当課	☎	FAX
介護保険料に関すること	介 護 保 険 課	介護総務担当	055-261-1903	055-262-1318
介護事業者に関すること		給付適正担当	055-261-1903	
要介護認定や調査に関すること		認定審査担当	055-261-5067	
介護予防事業に関すること	長 寿 支 援 課	長寿支援担当	055-261-1902	
高齢者の総合相談に関すること		地域包括担当	055-261-5065	

ふえふきいきいきプラン

笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
 （令和6年度～令和8年度）
 概要版

発行：笛吹市保健福祉部 長寿支援課・介護保険課
 発行年月：令和6年3月